

葛尾村樹木粉碎機の貸出しに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公道及び河川等で支障となる木や竹の維持管理作業に対して、村が樹木粉碎機（以下「粉碎機」という。）を貸出すことにより、作業を支援し、環境保全を推進するために粉碎機の貸出しに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出対象及び対象作業)

第2条 粉碎機を貸出しする対象（以下「対象者」という。）は下記のとおりとし、対象作業は奉仕作業などの非営利の作業とする。

- (1) 村が認める行政区等の団体
- (2) 県が認める道路愛護団体
- (3) 県が認める道路及び河川サポート団体
- (4) 村の除草作業業務の実績のある事業者
- (5) 道路や河川における支障木の伐採を行う村民

(破碎機の種類)

第3条 貸出しを行う粉碎機は別表のとおりとする。

(申請)

第4条 粉碎機の貸出しを希望する対象者は、粉碎機使用申請書（様式第1号）を村長に提出しなければならない。

(貸出しの決定)

第5条 村長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに貸出しの可否を決定し通知するものとする。

2 村長は、粉碎機の貸出しが適当でないと認めるときは、理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

(貸出期間)

第6条 粉碎機の貸出期間は、1回の貸出しにつき7日以内とする。ただし、村長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(目的外使用の禁止)

第7条 粉碎機の貸出しの決定を受けた使用者は、決定を受けた目的以外にこれを使用し、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(粉碎機の返還)

第8条 使用者は、粉碎機を返却するときは、粉碎機の清掃及び点検整備を実施するとともに燃料を給油し、村長が指定する職員の確認を受けた上で、速やかに返還するものとする。

(決定の取消し)

第9条 村長は、使用者がこの要綱に違反したときは、貸出しの決定を取消することができる。

2 前項の規定により貸出しを取消した場合において、使用者に損害が生じても、村長はその賠償の責めを負わない。

(負担)

第10条 粉碎機の使用料は無料とする。ただし、破碎機の燃料費及び運搬に係る費用は使用者の負担とする。

2 粉碎機の維持、補修に係る費用は村が負担する。

(責務)

第11条 使用者は、粉碎機を適切に使用し、安全かつ有効な利用に万全を期さなければならない。

(賠償責任)

第12条 使用者は、通常の使用の範囲外で破碎機を破損し、又は滅失したときは、村長の指示するところに従い、その損害額を賠償しなければならない。

2 第三者に対する賠償責任は、原則として使用者が責任を負うものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

種類	破碎径	台数
樹木破碎機 (軽トラック搭載型) ※アルミブリッジ付属	直径125mmまで	1台